

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>環境局の財務事務等の執行について</p> <p>・ごみ処理業務について</p> <p>【指摘-6】台帳等の記録管理について</p> <p>表 3-6-9 及び表 3-6-10 で示すように、台帳と現物の一致が確認できないものが多数あったことから、台帳等の記録管理を徹底すべきである。</p> <p>備品管理簿及び借用物品管理簿には、記録が必要な物品については、定められた項目について漏れなく記載し、増加減少が正しく記載されるようすべきである。受入時には、備品管理番号票の添付を行い、廃棄については書面で決定承認の状況が明らかになるようにするべきである。</p> <p>特にパソコンについては、購入、借用を問わず、情報管理・IT管理の面からも現物の管理は最も基本的なものである。情報セキュリティーポリシー（平成20年4月1日全部改正）等ルールに従った利用及び管理の徹底を速やかに行っていくべきである。</p>	<p>備品については、全庁的な物品管理事務の適正化の取組みの中で、平成24年度に実地棚卸を行い、全件を備品管理システムの台帳に記録管理した。また、以後の備品の取得・廃棄時などにおいても、漏れのないよう記録管理している。</p> <p>パソコンについても、全庁的にコンプライアンス対策、情報セキュリティ対策に取り組んでおり、PC統合管理システムを導入している。</p> <p>PC統合管理システムを運用し、適正な管理を行っている。</p>	<p>措置済</p>